

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十六号

平成二十九年埼玉県告示第千百四十九号（鳥獣保護区の変更について）に係る観音山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和六年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

観音山鳥獣保護区

### 二 区域

平成二十九年埼玉県告示第千百四十九号で告示した区域

### 三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、県立西秩父自然公園の一角に位置し、二次林と植林地が混在する山林地域と田畑や住宅が点在する山村地域からなり、合角ダムのダム湖がある。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。自然に対する理解を深め、鳥獣を保護することを目的とする。